## 上田市行事の共催等に関する取扱規程(平成18年訓令第8号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この訓令は、上田市が上田市以外のものの行う行事を共催、後援又は協賛(以下「共催等」という。)をすることに関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この訓令は、上田市が上田市以外のものの行う行事を共催、後援又は協賛(以下「共催等」という。)をすることに関し必要な事項を定めるものとする。	
(定義)	(定義)	
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。	
(1) 行事 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会等の集会又は催物をいう。	(1) 行事 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会等の集会又は催物をいう。	
(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。	(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担 することをいう。	
(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。	(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。	
(4) 協賛 行事の趣旨に賛意を表すことをいう。	(4) 協賛 行事の趣旨に賛意を表すことをいう。	
(承認基準)	(承認基準)	
第3条 上田市が共催等をする行事は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。	第3条 上田市が共催等をする行事は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。	
(1) 行事を主催するものについての基準	(1) 行事を主催するものについての基準	
ア 国又は地方公共団体が主催するものであること。	ア 国又は地方公共団体が主催するものであること。	
イ 学校又は学校の連合体が主催するものであること。	イ 学校又は学校の連合体が主催するものであること。	
ウ 一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずる団体が主催するも のであること。	ウ 一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずる団体が主催するも のであること。	
エ アからウまでに掲げる以外の団体で次号の基準に該当する行事を行うもの であること。	エ アからウまでに掲げる以外の団体で次号の基準に該当する行事を行うもの であること。	
(2) 行事についての基準	(2) 行事についての基準	
ア 行事の内容が明らかに住民の福祉の向上及び市の発展に寄与するものであって、公益性があり、かつ、営利を目的としないものであること。	ア 行事の内容が明らかに住民の福祉の向上及び市の発展に寄与するものであって、公益性があり、かつ、営利を目的としないものであること。	
イ 政治的又は宗教的目的を有すると認められないもの又は認められるおそれ のないものであること。	イ 政治的又は宗教的目的を有すると認められないもの又は認められるおそれ のないものであること。	
ウ 行事の規模が市の範囲に広くわたるものであること。	ウ 行事の規模が市の範囲に広くわたるものであること。	

- (3) その他の基準
  - ア 主催者の存在が明確であること。
  - イ 行事計画が明確で、主催者の行事遂行能力が十分あると判断されること。
  - ウ 行事関係者が社会的信用のあるものであること。
  - エ 開催、開設等の場所は、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措 置が講じられていること。
  - オ 入場料、出品料、参加料等の経費を主催者が徴収するものについては、そ の経費の算出等について十分な配慮がなされており、いやしくも営利事業的 なものでないこと。
  - カ 過去に共催等をしたものについては、承認の条件が履行されていること。
- とする。

(平29訓令2·一部改正)

(申請の手続)

- 第4条 市長は、上田市の共催等の承認を受けようとするもの(以下「申請者」とい │ 第4条 市長は、上田市の共催等の承認を受けようとするもの(以下「申請者」とい う。) に対し、事前に行事共催等承認申請書(様式第1号) を提出させるものとす る。
- 2 市長は、申請者に次に掲げる書類を添付させるものとする。
- (1) 行事の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 収支の予定が明らかにされる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平29訓令2・全改)

(承認又は不承認の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第3条に規定する承認基準 を満たすかどうか審査し、承認又は不承認の決定を行うものとする。
- 2 市長は、前項に定める承認基準の審査に際し、承認又は不承認の判断の難しいも 2 市長は、前項に定める承認基準の審査に際し、承認又は不承認の判断の難しいも のについては、第9条に規定する行事共催等審査会に対し、その審査を求めること ができる。
- やかに行事共催等承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により申請者にその旨

- (3) その他の基準
  - ア 主催者の存在が明確であること。
  - イ 行事計画が明確で、主催者の行事遂行能力が十分あると判断されること。
  - ウ 行事関係者が社会的信用のあるものであること。
  - エ 開催、開設等の場所は、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措 置が講じられていること。
  - オ 入場料、出品料、参加料等の経費を主催者が徴収するものについては、そ の経費の算出等について十分な配慮がなされており、いやしくも営利事業的 なものでないこと。
  - カ 過去に共催等をしたものについては、承認の条件が履行されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が不適当と認めたときは、これを承認しないもの | 2 前項の規定にかかわらず、市長が不適当と認めたときは、これを承認しないもの とする。

(平29訓令2·一部改正)

(申請の手続)

- う。) に対し、事前に行事共催等承認申請書(様式第1号)を提出させるものとす る。
- 2 市長は、申請者に次に掲げる書類を添付させるものとする。
- (1) 行事の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 収支の予定が明らかにされる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平29訓令2・全改)

(承認又は不承認の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第3条に規定する承認基準 を満たすかどうか審査し、承認又は不承認の決定を行うものとする。
- のについては、第7条に規定する行事共催等審査会に対し、その審査を求めること ができる。
- 3 市長は、前2項の規定により承認又は不承認の決定があったものについては、速 │ 3 市長は、前2項の規定により承認又は不承認の決定があったものについては、速 やかに行事共催等承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により申請者にその旨

を通知するものとする。

4 市長は、共催等の承認をするときは、必要に応じて条件を付すことができる。

(事業内容の変更)

(平29訓令2·一部改正)

第6条 申請者は、第4条の規定により申請した内容に変更があったときは、速やか にその内容を市長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、第5条の規定により共催等の承認をした行事が次のいずれかに該当 すると認められるときは、共催等の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 共催等の承認を受けた行事が第3条に規定する基準を満たさなくなったと き。
- (3) 第5条第4項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が承認を取り消すことが適当であると認めるとき。 (事業の報告)

第8条 共催等の承認を受けた者は、行事終了後、その結果について行事結果報告書 (様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(行事共催等審査会)

査するため、行事共催等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。
- (1) 行事の共催等の承認又は承認の取消しの判断が難しいとして、その審査を求 (1) 行事の共催等の承認 の判断が難しいとして、その審査を求 められたものについての承認、 不承認又は承認の取消しの決定に関すること。

を通知するものとする。

(平29訓令2·一部改正)

(承認の条件)

第6条 市長は、前条に規定する共催等を承認する場合において、次に掲げる条件を 付すものとする。

- (1) 上田市の名称を主催者側より大きく掲げるなど、あたかも上田市が主催して いるかの印象を与えるものでないこと。
- (2) 行事の内容が変更された場合は、速やかに届け出ること。
- (3) 行事終了後、その結果について行事結果報告書(様式第3号)を速やかに提 出すること。
- (4) その他必要なこと。

(行事共催等審杳会)

第9条 市長は、行事の共催等の承認、 不承認又は承認の取消しの決定について審 │ 第7条 市長は、行事の共催等の承認<mark>又は</mark>不承認 の決定について審 査するため、行事共催等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。
  - められたものについての承認<mark>又は</mark>不承認 の決定に関すること。

(2) その他特に市長が審査を命じたこと。

(審査会の構成)

第10条 審査会に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、副市長を充て、委員は、部長をもって充てる。
- 3 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第11条 審査会の事務局は、秘書課に置く。

(免責)

第12条 後援又は協賛の承認をした行事の実施に当たって、発生した一切の損害に ついて、市長はその責を負わない。

2 共催等の不承認及び第7条の規定による承認の取消しによって生じた損害につい ては、市長はその責を負わない。

(補則)

第13条 教育委員会その他の機関が共催等を行うときは、この訓令に準じて行うも 第10条 教育委員会その他の機関が共催等を行うときは、この訓令に準じて行うも のとする。

附 則 (略)

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第2号(第5条関係)

(略)

様式第3号(第8条関係)

(略)

(2) その他特に市長が審査を命じたこと。

(審査会の構成)

第8条 審査会に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、副市長を充て、委員は、部長をもって充てる。
- 3 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第9条 審査会の事務局は、秘書課に置く。

(補則)

のとする。

附 則 (略)

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第2号(第5条関係)

(略)

様式第3号(第6条関係)

(略)